

次期「鶴岡市地域公共交通計画」(案)に寄せられたご意見への回答

次期「鶴岡市地域公共交通計画」(案)に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。お寄せいただいたご意見の概要と、これに対する本市協議会の考え方を以下のとおり公表いたします。

1 実施状況

- (1) 募集期間 令和8年2月13日(金)から令和8年3月12日(木)まで
- (2) 意見の件数 3件
- (3) 提出方法の内訳 メール:2件、パブリックコメントフォーム:1件

2 意見と市協議会の考え方(回答)

番号	ご意見(概要)	市協議会の考え方(回答)
1	<p><u>夜間の移動手段がない。</u> 駅前～昭和通り間に循環バスを運行できないか。</p>	<p>ご意見の趣旨については、計画案のp47に記載しております。</p> <p>夜間の移動手段の不足については、市としても課題として捉えており、令和8年度新規事業の「夜間交通確保実証事業」を行い、夜間運行の安定的な確保に向けた効果検証を行っていきます。</p> <p>ご提案の循環バスの夜間運行については、意見としてバス事業者へ伝えるとともに、関係者間で共有します。</p>
2	<p>本計画案に、住民の生活交通の維持だけでなく、<u>観光やイベント等による「市街地から地域へ」の移動を支える視点と具体的施策を追加していただきたい。</u></p> <p>①オンデマンド交通の利用対象(地域外来訪者)の拡大 ②イベント時の臨時交通支援制度(申請型マイクロバス等)の創設 ③計画の「目的」への「交流人口の維持・拡大」の明記</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、計画案のp54を修正します。</p> <p>個別の意見につきましては、下記のとおりです。</p> <p>①当市のデマンド交通は、現在、地域住民の皆様の移動手段を確保するため、事前登録制による予約運行を行っております。ご提案いただいた観光客等の地域外の方による利用については、道路運送法等の関係法令に基づき、運行形態や安全確保のあり方、既存の公共交通機関との整合性などを含め、今後、幅広く研究してまいります。</p> <p>②イベント開催時の来場者の移動手段確保については、円滑な運営や周辺環境への配慮の観点から、原則として各主催者の責任におい</p>

		<p>て計画・対応いただくものと考えております。</p> <p>③本計画は、本市の最上位計画である「鶴岡市総合計画」が掲げる将来像を実現するため、市民の移動手段を確保し、持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークを再構築することを主な目的として策定しております。</p> <p>ご意見をいただきました「交流人口の維持・拡大」につきましては、本計画における具体的な施策の方向性として位置付けるべきものと認識しております。つきましては、ご意見を踏まえ、計画案 p 54 に「交流人口の維持・拡大」に関する内容を追記いたします。</p>
3	<p><u>①乗務員の「準公務員化」による人材確保</u></p> <p>深刻な人手不足を解消するため、行政が介入して乗務員の身分を「準公務員」として保障すべきです。安定した労働条件（福利厚生・補償等）を担保することで、若手人材の確保と、プロとしての誇りを持てる環境を構築してください。</p> <p><u>②民間4社の集約と「半官半民」運営の検討</u></p> <p>民間任せの運営は限界に達しています。市内のタクシー会社を集約し、行政が運営に関与する「半官半民」の形態をとることで、夜間勤務の維持やユニバーサルデザイン（UD）化など、一律で質の高い公共交通サービスを目指すべきです。</p> <p><u>③移動弱者への支援拡充と割引制度の復活</u></p> <p>超高齢化社会において、タクシーは「地域の足」です。UD タクシーの整備を急ぐとともに、廃止された「高齢者のタクシー料金割引」を復活させ、通院や買い物を安心して行える体制を再構築してください。</p>	<p>貴重なご提案をいただき、ありがとうございます。</p> <p>現在、全国的な課題となっている少子高齢化や人口減少に伴う公共交通の担い手不足は、本市においても喫緊の課題です。</p> <p>タクシーは、従来の個別輸送としての役割に加え、近年では公共交通ネットワークを補完し、地域住民の移動を支える重要な「地域の足」としての役割を担っております。</p> <p>ご提案いただいた運営体制の抜本的な見直し（自治体による直接運営等）につきましては、将来的な交通体系を検討する上での貴重なご意見として承りました。今後も交通事業者との連携を深め、持続可能な移動手段の維持・確保に努めてまいります。</p> <p>高齢者向けのタクシー料金割引につきましては、各事業者が独自のサービスとして実施しておりました。市といたしましては、外出支援策の一環として、障がい者手帳等をお持ちの方を対象に「福祉タクシー利用券」の給付を行っております。</p>